

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年9月24日(2009.9.24)

【公開番号】特開2009-50723(P2009-50723A)

【公開日】平成21年3月12日(2009.3.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-010

【出願番号】特願2008-305446(P2008-305446)

【国際特許分類】

A 6 1 C 7/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 7/00 M

【手続補正書】

【提出日】平成21年8月10日(2009.8.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

歯を受け取り、第1の配向から連続する配向まで歯を再配置するような形状である第1のエッジおよび第2のエッジを有する中空キャビティを有するシェルを備える取り外し可能な弾性配置器具であって、前記シェルは、前記中空キャビティの前記第1のエッジに沿って配置された少なくとも1つの連続的な固体突出部と、前記中空キャビティの前記第2のエッジに沿って配置された少なくとも1つのさらなる連続的な固体突出部とを有し、前記突出部は、複数の歯と接触して、前記器具を所定の位置に保持することをアシストし、前記突出部の各々は、切れ目なしの連続的な固体突出部であって、前記複数の歯のアンダーカットに適合するように構成され、妨害なしで、前記複数の歯の間の歯間領域に接触し、歯肉のマージンの長さに沿って前記複数の歯に接触するように構成された連続的な固体突出部を備える、器具。

【請求項2】

前記突出部は、前記シェルに接着されている、請求項1に記載の器具。

【請求項3】

前記突出部は、前記シェルに埋め込まれている、請求項1に記載の器具。

【請求項4】

歯を受け取り、第1の配向から連続する配向まで歯を再配置するような形状である中空キャビティを有するシェルを備える取り外し可能な弾性配置器具であって、前記シェルは、前記歯の頬側表面に係合するように適合された第1の壁と、前記歯の舌側表面に係合するように適合された第2の壁とを有するチャンネルを有し、各壁は、エッジを有し、前記第1の壁のエッジに沿って第1の連続的な固体突出部が配置され、前記第2の壁のエッジに沿って第2の連続的な固体突出部が配置され、各連続的な固体突出部は、切れ目なしで各エッジの長さにわたって広がり、前記歯のアンダーカットに適合し、妨害なしで、前記歯の頬側および舌側にある歯の歯間領域に接触し、歯肉のマージンの長さに沿って前記歯に接触するような形状であり、前記器具を所定の位置に保持する、器具。

【請求項5】

前記第1の連続的な突出部および前記第2の連続的な突出部は、前記シェルに埋め込まれている、請求項4に記載の器具。

【請求項6】

前記第1の連続的な突出部および前記第2の連続的な突出部は、前記シェルに接着されている、請求項4に記載の器具。